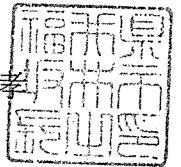


坂井市告示第298号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域の一部を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月18日

坂井市長 池田 禎 孝



次の区域を坂井町長屋44字西湫に編入する。

大字	字	地番
坂井町長屋	60字向川	51の2 51の6 52の2 52の4 53の2の一部 53の4の一部 58の一部

次の区域を坂井町長屋45字三軒田に編入する。

大字	字	地番
坂井町長屋	44字西湫	55の一部 60の一部
坂井町長屋	59字釜蓋	51の2 51の4 52の2 52の4 57
坂井町長屋	60字向川	53の2の一部 53の4の一部 54の2 54の4 58の一部

次の区域を坂井町長屋56字豆田に編入する。

大字	字	地番
坂井町長屋	48字大塚	54の2 54の5 55の2 55の5 58

次の区域を坂井町長屋 59 字釜蓋に編入する。

大 字	字	地 番
坂井町長屋	60 字向川	53 の 1 の一部 54 の 1